

## 大学教育学会誌における投稿倫理に関する申し合わせ

平成23年10月16日 大学教育学会誌編集委員会決定

大学教育学会誌編集規定第7項に基づき、投稿論文は未発表のものであり、以下の投稿倫理を遵守するものでなければならない。

### (1) 倫理違反行為のケース

- ①投稿論文に余剰出版（二重投稿）の疑いがある場合
- ②投稿論文に剽窃の疑いがある場合
- ③投稿論文にデータ捏造の疑いがある場合
- ④その他

### (2) 二重投稿に対する注意喚起

1. 投稿論文は、他の学術雑誌等ですでに公表されたもの、あるいは他の学術雑誌等に投稿中の論文であってはならない。
2. すでに公表された論文に、一部のデータや事例を加えただけ、あるいは一部を改編しただけの修正で新たに投稿してはならない。

### (3) 剽窃・捏造等に対する注意喚起

1. 他の著作物から引用する場合は、執筆要領に従って出典を明記し、剽窃としないよう注意しなければならない。
2. データの捏造、改竄を行ってはならない。

### (4) その他の注意喚起

1. 投稿論文における個人情報適切に保護しなければならない。
2. 投稿中の論文を業績調書に加える場合は、投稿中であることを明記するなど適切に処理しなければならない。

### (5) 上記の事項に反する疑いが生じた場合の対応手順

投稿中の論文だけでなく、すでに掲載された論文も対象とし、掲載を取り消すことがある。

1. 編集委員会は証拠書類をそろえ、内容を調査する。
2. 編集委員会は倫理違反の程度を判定し、問題ありと判定した場合は、調査結果を投稿者に連絡する。
3. 投稿者の説明に基づき、編集委員会は今後の措置について検討する。
4. 編集委員会での審議結果は常任理事会で承認を得るものとする。
5. 編集委員会は審議結果を投稿者に伝え、審議結果に従って適切に処置を行う。